

[事案 2019-8] 損害賠償等請求

・令和2年5月29日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2019-7]の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

他社で契約している終身保険（申立外契約）の内容について、募集人から誤った説明を受けたことを理由に、申立外契約の既払込保険料と解約返戻金の差額の賠償等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年4月に契約した米ドル建生前給付終身保険等4件の保険契約（本契約）について、以下等の理由により、本契約を取り消して、既払込保険料を返還するほか、本契約に加入する際に解約した申立外契約の既払込保険料と解約返戻金の差額を賠償してほしい。

- (1) 契約時、募集人から、申立外契約について、三大疾病の場合に給付金が支払われる契約ではないと説明を受けて、本契約を締結し、その後申立外契約を解約したが、事実と異なっていた。
- (2) 募集人から、申立外契約について、当該保険会社に確認するように等の助言もなされなかった。

<保険会社の主張>

募集人が、申立外契約について誤った説明をしたことを認め、本契約の取消と保険料の返還に応じる。しかし、以下等の理由により、申立外契約の既払込保険料と解約返戻金の差額の賠償には応じることはできない。

- (1) 募集人は、他社の保険契約の内容の説明義務まで負うものではなく、また、申立外契約の仕組みは一般的なものとはいえず、募集人が通常理解しておくべき一般的な保険の仕組みを誤って説明したものではないことから、募集人が説明義務に違反したとは言えない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立外契約について募集人が事実と異なる説明をしたことは認められるものの、本契約そのものについての説明内容ではなく、申立外契約の仕組みは一般的なものではないことから、説明義務違反に該当するとまでは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、申立外契約に関する資料の一部だけを見て、申立人に対して誤解を生じさせるような説明をしたことは明らかである。
- (2) 募集人は、申立人に、申立外契約の保険者である保険会社にあらためて確認することを促していない。募集人は他社の契約について熟知しているわけではなく、募集資料を十分理解しないまま、安易にその契約の内容を説明することは不適切であり、他社契約の内容については、当該保険会社に確認することを促すべきであった。